

トルコにおける 商標出願制度概要



ベーカー・マッケンジー
法律事務所
(外国法共同事業)

トルコ弁護士/弁理士*
Mine Guner
(イスタンブール
事務所)
*日本では未登録

トルコ弁護士/弁理士*
Ece Gönülal
(イスタンブール
事務所)

弁護士
岡田 次弘
(東京事務所)

ベーカー・マッケンジー法律事務所は、企業の知的財産権ポートフォリオの確立、その効率的な管理、権利行使、契約交渉等を、46か国に78の事務所を擁する世界的なネットワークを活用してサポートするグローバルな法律事務所。知的財産分野の専門家チームは、商標、特許、著作権、意匠、不当競争、営業秘密、ノウハウ、植物の育成者権等に関わる実務に精通している。トルコ知的財産権については、東京事務所とイスタンブール事務所が緊密に連携してアドバイスを提供している。

1. 商標制度の概要

産業財産法（No. 6769。以下「産業財産法」という。）が、トルコにおける商標に関する権利を定めている。

商標の出願および登録を所管するのは、トルコ特許商標庁（以下「トルコ特許庁」という。）である。

トルコはマドリッド協定議定書の締約国であるため、トルコ特許庁に国内出願をする方法に加え、世界知的所有権機関（以下「WIPO」という。）に国際出願をする方法によっても、トルコにおける商標登録を受けることができる。

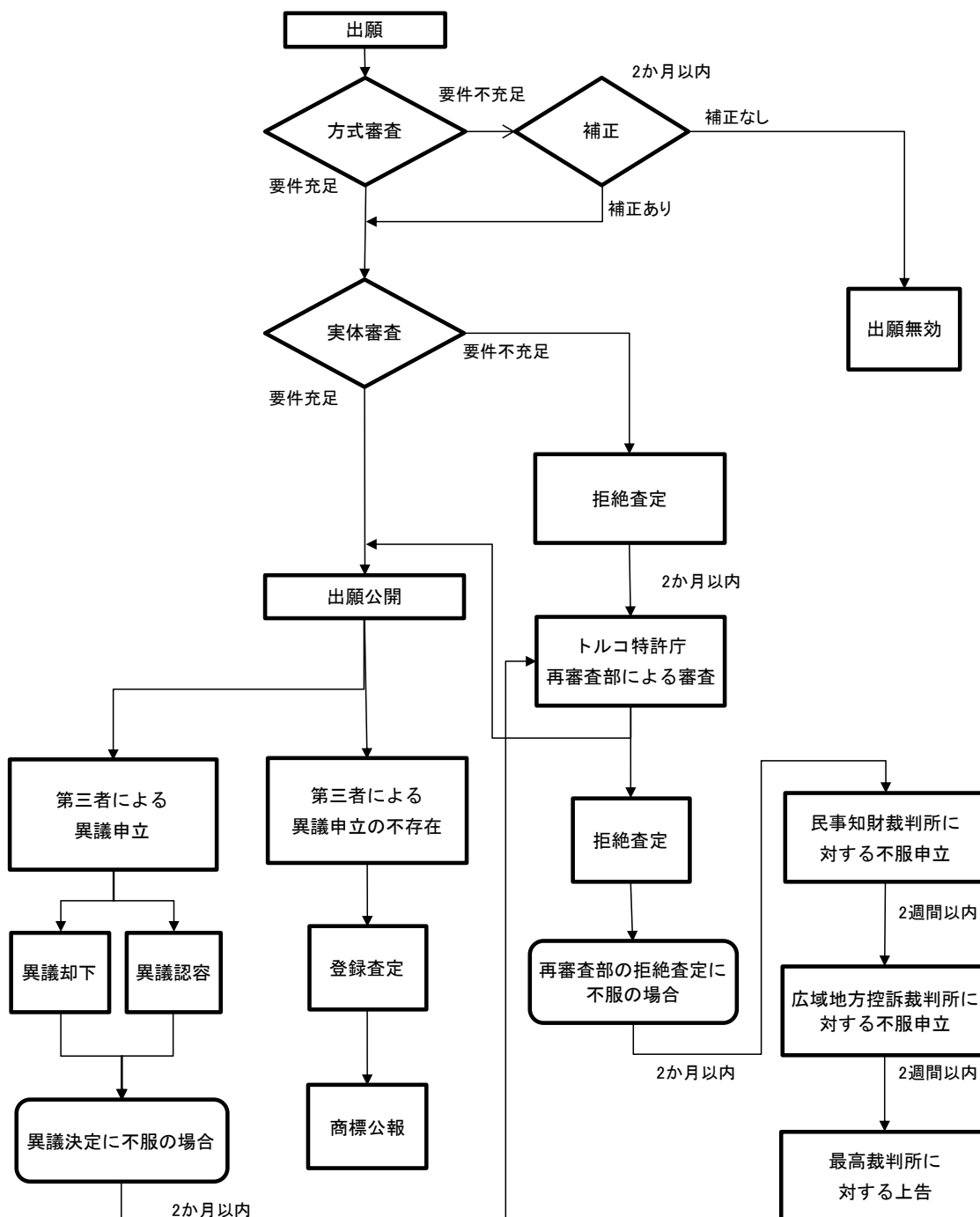
商標権の存続期間は出願日から10年であり、10年ごとに更新することができる。更新の申請は、存続期間満了の6か月前に更新手数料を納付することにより行うことができ、更新申請期限から6か月以内に追加の手数を納付することにより更新することもできる。

優先権は、商標出願時に主張可能である。その場合、優先権主張を含む出願とともに、または当該出願から3か月以内に、優先権証明書とそのトルコ語翻訳文をトルコ特許庁に提出しなければならない。

2. 商標出願手続き

商標出願手続きの概要は以下のとおりである。

トルコにおける商標出願の流れ



(1) 商標登録を受ける権利

トルコ国民、トルコに居所または本拠を置く自然人または法人、工業所有権の保護に関するパリ条約（以下「パリ条約」という。）および世界貿易機関設立協定から発生する出願権を有する国民または法人、並びにこれらに含まれないがトルコ国民が商標出願を行うことを許容しているその他の国の国民は相互主義によって、トルコにおいてトルコ特許庁に対して商標出願を行う権利を有する。

(2) 商標の構成要素

商標は、名称、デザイン、色、文字、数字、音および製品またはそのパッケージの形状などのその他の要素により構成され、特定の自然人または法人の商品および役務を明示的に識別させることができ、保護された権利の対象を明確かつ正確に示すものであれば登録可能である。

商標出願は、トルコ特許庁への国内出願により、または WIPO への国際出願においてトルコを指定することにより行う。

(3) 商品および役務の分類

トルコは、標章の登録のための商品およびサービスの国際分類に関するニース協定（以下「ニース協定」という。）の締結国である。標章の商品および役務の分類は、ニース協定によって定められたニース分類に従う。出願時に、出願商標の指定商品および役務の分類を、ニース分類に従って特定する必要がある。

トルコ特許庁は、標章を用いる商品および役務の一覧を調整することができる。

(4) 出願方法

商標出願は以下の方法によって行うことができる。

ア. 予約システムによる出願（電子署名を持たない場合）

電子署名を持たない出願人は、個人 ID 番号または納税者番号を使用してオンライン文書システムを通じて出願プロセスを開始することができる。予約シス

テム（オンライン文書システム）により出願フォームを作成・印刷し、印刷した出願フォームを、出願プロセス開始から30日以内に、持参または宅配便によりトルコ特許庁に提出されなければならない。願書がトルコ特許庁に提出された日が出願日とみなされる。

イ. オンライン出願（電子署名を持つ場合）

電子署名を持つ出願人は、オンライン文書システムを通じて直接出願を行うことができる。出願要件が充足されている場合、出願日は出願人が申請書をオンラインで提出した日となる。

(5) 出願要件

商標出願には、以下の事項が含まれている必要がある。

- 出願人の身元に関する情報を含む申請書
- 商標の表示
- 商標を使用する商品および役務の一覧
- 出願手数料の支払書類
- 使用される商標が団体商標または保証商標である場合、産業財産法第32条に関連して作成された技術仕様書
- 優先権主張がある場合、優先権主張に係る手数料の支払いに関する書類
- 商標にラテン文字以外の文字が含まれている場合、商標のラテンアルファベット訳

複数の商標を一つの出願に含めることはできない。一つの出願を複数の出願に分割することは、登録が完了するまでの間であれば可能である。

(6) 優先権主張

パリ条約または世界貿易機関設立協定に基づき出願権を有する出願人は、これらの条約または協定の締約国での適法な商標出願から6か月以内であれば、トルコにおける同一の商標出願につき、優先権を主張する権利を有する。

優先権は商標出願とともに主張されなければならない。優先権主張をする者は出願と同時に優先権主張に係る手数料を支払わなければならない。出願人は、出願日から3か月以内に優先権証明書を翻訳文とともにトルコ特許庁に提出しなければならない。出願人が優先権証明書およびその翻訳文を提出しなかった場合、優先権主張の申請は取り下げられたものとみなされる。

(7) 同意書

原則として、同一または類似の商品または役務に関して、先に登録された商標または先に出願された商標と同一または区別できない程度に類似する商標は、絶対的拒絶理由があるとして商標として登録することはできない。先に登録された商標の所有者から公証された同意書を得ることは、拒絶理由を克服するために利用可能な救済手段である。

同意書は、異議申立に対する決定がなされるまで、商標出願とともに、または決定に対する異議申立の中でトルコ特許庁に対して提出することができる。

1つの同意書を複数の商標出願について提出することはできない。2つ以上の商標出願について同意書を提出する場合は、商標出願ごとに個別の同意書を提出する必要がある。

同意書は、トルコ特許庁のウェブサイトアップロードされた法定の書式に沿って提出され、かつ公証されなければならない。同意書には、以下が含まれていなければならない。

- 出願人の身元と連絡先情報
- 同意書が出願とともに提出された場合には商標の表示、同意書がトルコ特許庁の拒絶査定に対する異議申立とともに提出された場合には出願番号

- 出願に同意した先行商標所有者の身元と連絡先、および先行商標の出願番号および登録番号
- 先行商標所有者が同意した商品および役務
- 同意書が代理人により署名されている場合、公証済みの委任状または委任状の公証済みの写し

同意書が上記の要件を充足していない場合、トルコ特許庁は要件を充足するための2か月の猶予期間を与える。要件が2か月の期間内に充足されない場合、同意書は取り下げられたものとみなされる。

(8) 審査

ア. 方式審査

トルコ特許庁は、出願の方式審査として、最初に出願要件が充足されているかどうかを審査する。全ての商標出願要件が充足された場合、提出日が出願日とみなされる。

方式審査の過程で不備が発見された場合、出願人は通知を受け、通知日から2か月以内に不備の修正を要求される。不備が出願人の身元、商標の表示、商標が使用される商品および役務の一覧、出願手数料の支払書類に関する情報を含む申請書に関係する場合、出願日はこれらの不備が修正された日付とされる。

残りの要件に関する不備は出願日に影響を与えないが、出願日から2か月以内に不備が修正されない場合、商標出願は却下される。

イ. 実体審査

トルコ特許庁は、方式審査が完了した後に実体審査を行い、商標出願が以下の要件を充足しているかどうかを審査する。

- 商標を構成する要素の要件に従っていること
- 他と区別できる特徴を有すること

- 種類、特徴、品質、意図された目的、価値若しくは産地を示すために、または商品もしくは役務の生産時期その他の特徴を示すために取引で使用される要素または特徴のみにより、または専らかかる要素もしくは特徴により構成される商標でないこと
- 同一または類似の商品および役務に関して、先に登録された商標または先に出願された商標と同一のまたは区別できない程度に類似する商標でないこと
- 取引実務において全ての当事者が広く使用している表記もしくは名称のみにより、または専らかかる表記もしくは名称により構成されている商標ではなく、特定のグループの職人、商人または専門家を識別するために使用されている商標でもないこと
- 商品の形状、商品の性質に由来する実質的な価値をその商品に与える形状、または技術的結果を得るために必要な形状からなる標識でないこと
- 商品および役務の質や産地について公衆を欺く可能性のある商標でないこと
- パリ条約第6条(2)に基づき拒絶される商標ではないこと
- パリ条約第6条(2)には該当しない場合でも、歴史的および文化的価値に基づいて一般に知られたバッジ、エンブレムまたは盾および標識が組み込まれた商標ではないこと
- 宗教的シンボルが組み込まれていないこと
- 公の秩序および道徳に反する標識でないこと
- 登録された地理的標識が組み込まれていないこと

絶対的拒絶理由に関する上記の審査の後、商標が上記のいずれにも該当しない場合、トルコ特許庁は2か月間の第三者による閲覧に供するため、出願を商標公報にて公開する。

(9) 公開

方式審査および実体審査の後、トルコ特許庁は、商標出願を商標公報において公開する。公開される情報は以下の情報を含む。

- 出願番号と出願日
- 出願人の国籍、身元に関する情報および連絡先情報
- 商標の表示
- 商標が使用される商品および役務の一覧
- 拒否された商品または役務がある場合には、その商品または役務
- 商標代理人がある場合には、その代理人に関する情報

(10) 異議・不服

ア. 公開後の異議

第三者は、絶対的拒絶理由および以下の相対的拒絶理由に基づき、公開日から2か月以内に異議申立手数料を納付し、商標出願に対して異議申立をすることができる。

- 同一または類似の商品または役務に関する同一または類似の先行商標が存在するために、先行商標と関連することを含め公衆に混同を生じさせる可能性が存在する場合
- 商標所有者の代理人が、所有者の同意または正当な理由なく、自己の名義で登録出願をした場合
- 未登録の先使用商標権や、その他の商標に関する権利が、出願日または優先日の前に取得されている場合
- 商標が、同一または類似の商品および役務に関して、パリ条約の第6条(2)に該当する周知の商標と同一または類似である場合
- 商品および役務が同一または類似していない場合でも、登録商標または先に出願された商標が公衆からの評判を有していて、かかる評判のため、出

願された商標が、正当な理由なしに不当な利益を得るか、先行商標の評判を毀損し、またはその特徴を害する場合

- 商標に名称、会社名、写真、著作物その他の知的財産が含まれている場合
- 出願商標が、同一または類似の商品および役務につき登録された団体商標または保証商標であり、出願商標が、団体または保証商標の不更新に伴う存続期間満了から3年以内に出願された場合
- 出願された商標が、同一または類似の商品および役務に関して、先行商標と同一または類似しており、出願された商標が、先行商標の不更新に伴う存続期間満了から2年以内に出願されている場合
- 出願された商標が不正の目的で出願された場合

イ. トルコ特許庁の決定に対する不服申立

トルコ特許庁から不利な決定を受けた出願人または第三者は、再審査部に対して、決定の通知から2か月以内に拒絶決定の一部または全部について不服申立をする権利を有する。

ウ. 再審査部の決定に対する不服申立

再審査部から不利な決定を受けた出願人または異議申立人は、アンカラの民事知財裁判所に対して、決定の通知から2か月以内に拒絶決定の一部または全部について提訴する権利を有する。

エ. 民事知財裁判所の決定に対する不服申立

アンカラの民事知財裁判所から不利な決定を受けた出願人または異議申立人は、広域地方控訴裁判所に対して、決定の通知から2週間以内に拒絶決定の一部または全部について上訴する権利を有する。

オ. 広域控訴裁判所の決定に対する不服申立

広域地方控訴裁判所の決定については、決定の通知から2週間以内に、最高裁判所に対して上告することができる。

(11) 使用証拠の要求

出願商標が同一または類似の商品および役務に関して、先行商標と同一または類似していることを理由に出願公開後の異議申立がなされた場合、出願人は、出願商標の出願日または優先日前の5年間における異議申立の基礎となっている先行商標のトルコにおける使用の証拠を要求する権利を有する。

次のような状況が使用を構成する。

- 商標の識別力のある特徴を変えことなく異なる要素の登録商標を使用すること
- 輸出目的でのみ、商品またはそのパッケージに商標を使用すること
- 所有者の同意を得て商標を使用すること

異議申立は、申立人が異議を基礎づける真正な使用を証明できない場合、棄却される。

(12) 登録

商標は、すべての出願要件が満たされ、異議申立が排斥され、かつ登録料が支払われる場合に登録される。商標登録は商標公報にも掲載される。

商標権の存続期間は出願日から10年であり、更新により10年ごとに権利を存続することができる。更新の申請は、存続期間満了の6か月前に更新手数料を納付することにより行うことができ、更新申請期限から6か月以内に追加の手数を納付することにより更新することもできる。

■ ソース

トルコ産業財産法 No.6769、2016年12月22日

(編集協力：日本国際知的財産保護協会)